

三豊市商工会技能講習等費用助成要領について下記のとおり定めます。

(費用助成内容について)

技能講習や技能試験等に、部会員事業所の従業員が技能講習等を受講・全課程を修了した時、また技能試験に合格した時にその受講・受験費用を一部助成します。

(助成金の範囲について)

※年度内申請上限は以下のとおりです。

- ・助成金限度額 1名につき 10,000 円か費用の 1/2 の低い額 (100 円以下切捨)
- ・助成人数限度 原則 1 事業所 2 名まで

(申請期間について)

申請は先着順とし、各年の**本事業開始日から翌年 1 月 31 日迄**とします。

※当該実施年度の本会工業振興費内の予算額に達した時点で事業は終了します。

(申請方法について)

- ・申請は、所定の申請書(様式 1)に必要事項を記入し、助成対象経費の領収書、合格証(受講証明書等)の写しを添付し、本会又は豊中支所へ申請下さい。

(助成対象講習について)

1. 対象となる講習や試験は、各年の**2 月 1 日～翌年 1 月 31 日**に実施されたものとする。
2. 対象となる講習や試験については以下の 3 点とします。
 - ◆ 香川労働災害防止団体連絡協議会が実施する技能講習や特別講習又は認可を得た事業者が行う同等の技能講習や特別講習
 - ◆ 技能検定(都道府県職業能力開発協会実施分) 111 種及び試験指定機関実施分 20 種
 - ◆ 三豊市商工会長が特に必要と認める講習会・特別教育及び資格試験※詳細については一覧表をご確認頂き、ご不明の点があればお問合わせ下さい。

(他団体の助成制度の併用について)

- ・他の団体により対象となる技能講習等費用の助成を受けた場合、本制度を併用する事は出来ません。

【お問合わせ先】

三豊市商工会	本 所	電話 0875-72-3123	担当 原 拓也
三豊市商工会	豊中支所	電話 0875-62-2275	担当 田中 元